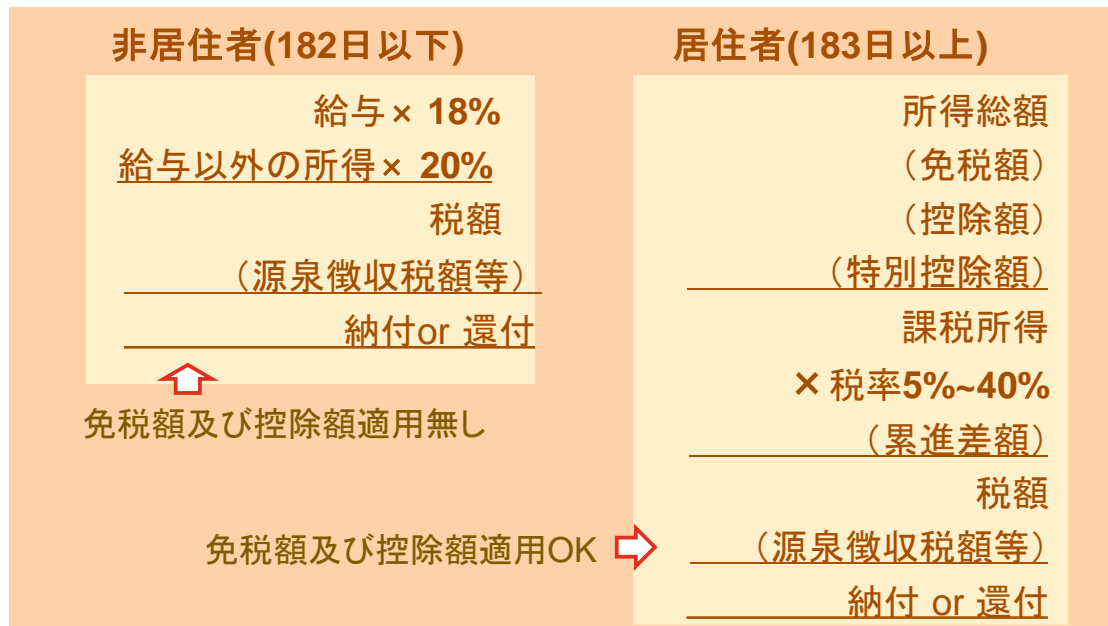


Q7-4. 税額の計算式および税率について教えてください。

台湾滞在日数が暦年で 183 日以上か否かで居住者か非居住者かが区分されますが、それぞれ税額の計算は以下ようになります。



居住者の税率は、日本と同様に累進課税により決定されます。

(2013 年度)

課税所得	税率	累進差額
0～520,000	5%	( 0)
520,001～1,170,000	12%	( 36,400)
1,170,001～2,350,000	20%	( 130,000)
2,350,001～4,400,000	30%	( 365,000)
4,400,001～	40%	( 805,000)

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。